

個人型



海外旅行保険

充実の補償と、スピーディできめ細かな
サービスが、あなたの旅をバックアップ。
安心と笑顔をプロデュースします。

World Support &
Service Network



海外での
不安

海外での
トラブル

海外での
楽しみ

海外での
サービス

1

旅行先でのアクシデントやトラブル発生!! まずはご相談ください。

日本語 対面デスク

海外主要55都市の中心部に設置されています。
現地事情に精通したスタッフが、対面またはお電話にて親切にご相談を承ります。



海外55都市に設置

ヨーロッパ・アフリカ地区 17都市	ハワイ・アメリカ・カナダ・中南米地区 12都市	アジア・オセアニア・ミクロネシア地区 26都市
●ロンドン ●ウィーン ●アテネ ●パリ ●ブダペスト ●イスタンブール ●ローマ ●マドリッド ●カイロ ●ミラノ ●バルセロナ ●ブラハ ●ジュネーブ ●アムステルダム ●ドバイ ●フランクフルト ●コペンハーゲン	●ホノルラウンジ ●オーランド ●ロサンゼルス ●バンクーバー ●サンフランシスコ ●トロント ●ラスベガス ●カンクン ●ニューヨーク ●リマ ●シカゴ ●サンパウロ	●香港 ●台北 ●パリ ●クライストチャーチ ●マカオ ●シンガポール ●マニラ ●グアム ●北京 ●クアラルンプール ●シドニー ●サイパン ●大連 ●バンコク ●ゴールドコースト ●フィジー ●上海 ●ホーチミン ●ケアンズ ●ニューデリー ●ソウル ●シエムリアップ ●パース ●釜山 ●ジャカルタ ●オークランド

(2016年8月現在)

さらに
こんな時に

お客さまのより楽しく、快適な旅を可能にするために…。
美味しいレストラン、有名な観光地を教えてくださいなど、旅先でお気軽にご相談ください。

こんなサービスをご提供しています。

情報・案内サービス

- | | | | |
|---------|-------|--------|------|
| ◆ホテル | ◆都市情報 | ◆レストラン | ◆観光地 |
| ◆ショッピング | ◆フライト | ◆交通機関 | など |

予約・手配サービス

- | | | |
|-----------------|------------|--------|
| ◆ホテル | ◆航空座席の予約確認 | ◆レストラン |
| ◆エンターテインメントチケット | ◆航空券 | ◆リムジン |
| ◆オプションツアー | | など |



※ご利用時の注意事項

- (1) 上記の「情報案内サービス」のご利用は無料ですが、予約・手配によって発生した実費はお客さまのご負担となります。
- (2) 旅行出発前に日本から上記サービスを依頼することはできません。

2

旅先で病気やケガに…。安心・簡単・便利に現地で治療が受けられます。

キャッシュレス 提携病院

キャッシュレス提携病院では、お客さまが治療費を現金やカード
で立て替え払いすることなく、安心して受診いただけます。
海外300ヶ所を超える医療機関がご利用いただけます。
(この海外旅行保険の補償対象となる治療に限ります。)



まとめて

富士火災は、旅の保険のコンシェルジュ。 あなたの素敵な旅をサポートします。

コンシェルジュ…地域情報などの案内人。コンシェルジェともいいます。

3 24時間・365日いつでも対応します。

24時間緊急 ダイレクトコール

緊急に直接日本のスタッフに連絡を取りたいときには、東京に無料でダイレクトコール(またはコレクトコール)が可能です。



4 海外でも「その場で」保険金をお支払いします。

保険金現地 支払いサービス

海外47都市の日本語対面デスクでは、病気やケガのためお客さまが支払った薬代や病院までの交通費などについて、帰国を待たずに現地で保険金をお支払いすることが可能です。旅先での経済的負担を軽減できます。(総額5万円まで、保険の対象となる治療の場合に限ります。)



※以下の8デスクは当サービスを行っていません。
ブラバ、ドバイ、北京、大連、上海、釜山、グアム、ニューデリー

5 海外旅行の楽しみは、出発前から始まっています。

たび情報局

旅先での予定をたて、現地での行動の想像を膨らませて、出発前から気分はワクワクドキドキ…。でも現地でのトラブルなど不安も。「たび情報局」にアクセスしていただくと、現地滞在中に必要な医療事情や安全情報など、生の情報が満載です。



お客さまの快適なご旅行をサポートするために、
インターネットで現地の最新情報をお届けします。

ご利用方法 インターネットによるサービス

<http://life.wti.ne.jp/fujikasai/>
へアクセス

▶ 「海外安心サービスガイド」に記載
されているパスワードを入力

▶ 「掲載国・都市リスト」から
欲しい情報を選択



(ご注意) ●ご利用の情報料金は無料ですが、通信料はお客さまのご負担となります。

富士火災はジェイアイと提携し、 充実した上記のサービスをご用意しています。

富士火災海上保険株式会社は、ジェイアイ傷害火災保険株式会社と提携し、日本からの海外旅行者の皆さまが安心してご旅行をお楽しみいただけるよう、きめ細かなサービスでサポートいたします。

※上記サービスは、ジェイアイ傷害火災保険株式会社が提供します。

※上記サービスは、被保険者(保険の対象となる方)がご利用いただけます。

※上記サービスのご利用にあたり、保険証券やインシュアランスカードなどご契約の確認ができるものをお持ちくださいますようお願いいたします。
ご持参されていない場合は、上記サービスが受けられない場合があります。

※上記のサービスは、予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

海外でのアクシデントやトラブル…。

こんな時に、富士火災の海外旅行保険

CASE 1

ケガをした、体調を崩した…。 (治療・救援費用<治療費用部分>)

- ◎旅行中に交通事故にあい、ケガをした。
- ◎現地でカゼをひいたり、食あたりにあった。



CASE 2

突然の入院…。家族も現地に急行!! (治療・救援費用<救援費用部分>)

- ◎継続して3日以上入院した際にご家族の方に現地に来てもらった。



CASE 3

ついうっかり、他人に迷惑をかけた。 (個人賠償責任)

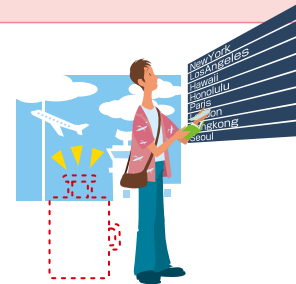
- ◎誤って、免税店の陳列商品を壊してしまった。
- ◎ホテルの浴室の水を出しっ放しにし、客室を水浸しにしてしまった。
などの法律上の損害賠償責任を負ったとき。



CASE 4

大切な物が盗まれた、壊れた。 (携行品<身の回り品>)

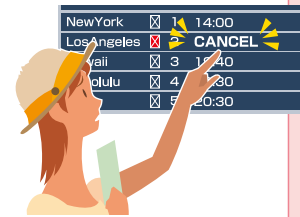
- ◎旅行カバンを盗まれた。
 - ◎デジタルビデオカメラを落として、壊してしまった。
 - ◎空港での荷物検査の際に、スーツケースのカギが破損した。
- ※補償の対象となる携行品は、被保険者が所有または他人から旅行開始前に無償で借りた物に限ります。レンタル品などは補償の対象となりません。



CASE 5

飛行機が飛ばない、遅れた…。荷物が届かない!! (旅行中のアクシデントによる緊急費用<旅行事故費用>)

- ◎搭乗時に航空会社に預けた手荷物の到着が6時間以上遅れ、当面必要な身の回り品を購入した。
 - ◎悪天候や機体の異常などで航空機の出発が6時間以上遅れたために、宿泊費、食費、交通費(代替となる他の交通手段を利用した場合も含みます。)、国際電話代、旅行サービスの取消費用を負担した。
 - ◎旅行行程中にゴルフバッグの盗難にあい、参加予定のツアーをキャンセルしたことにより、キャンセル費用を負担した。
- (注)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、発生の証明がなされる偶然な事故が対象となります。



海外事故実例

(2005年~2010年)

データ提供: ジェイアイ傷害火災保険株式会社

フランス

地下鉄でスリに遭い、追いかけた際に階段を飛び降り足を強打。かかとの骨折と診断され、看護師が付き添い帰国後、62日間入院・手術。

315万円

エジプト

クルーズ中に呼吸困難を訴え船医の受診後、下船し病院へ搬送。膿胸と診断され13日間入院。家族が駆けつける。

538万円

ハワイ

往路機内で意識がもうろうとし、到着後救急車で搬送。肺炎・脳梗塞と診断され37日間入院。家族が駆けつける。医師・看護師が付き添いチャーター機で医療搬送。

3,843万円

中国

観光中濡れた道で転倒。脛骨・腓骨の骨折と診断され合併症の危険性があることから、医師・看護師が付き添いチャーター機で医療搬送。帰国後61日間入院。

1,025万円

オーストラリア

ホテルで入浴中に嘔吐し、失神。敗血症と診断され9日間入院。家族が駆けつける。

350万円

ご契約タイプと保険料

■短期(保険期間31日まで)のご契約用

(※)保険期間(保険のご契約期間)は旅行開始日より数えます(初日算入)。例えば、6月1日から6月6日までのご旅行の場合、6日間となります。

ご契約タイプ		601	602	603	604
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
	傷害後遺障害	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
	疾病死亡	1,000万円	2,000万円	3,000万円	3,000万円
	治療・救済費用	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
	個人賠償責任(自己負担額0円)	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品(自己負担額0円)	20万円	25万円	30万円	50万円
	旅行事故費用	5万円	5万円	5万円	5万円
	入院一時金				3万円
保険料(1名あたり)	1日まで	2,000円	2,850円	3,650円	4,680円
	2日まで	2,730円	3,650円	4,530円	5,760円
	3日まで	3,460円	4,460円	5,390円	6,810円
	4日まで	4,130円	5,170円	6,130円	7,660円
	5日まで	4,840円	5,960円	6,970円	8,730円
	6日まで	5,510円	6,680円	7,730円	9,630円
	7日まで	6,130円	7,380円	8,470円	10,540円
	8日まで	6,570円	7,870円	8,990円	11,210円
	9日まで	6,970円	8,300円	9,440円	11,770円
	10日まで	7,390円	8,760円	9,940円	12,410円
	11日まで	7,780円	9,190円	10,400円	12,980円
	12日まで	8,190円	9,650円	10,880円	13,600円
	13日まで	8,600円	10,100円	11,370円	14,240円
	14日まで	8,980円	10,500円	11,790円	14,770円
	15日まで	9,360円	10,920円	12,240円	15,340円
	17日まで	9,850円	11,480円	12,840円	16,100円
	19日まで	10,630円	12,350円	13,760円	17,290円
	21日まで	11,390円	13,180円	14,650円	18,420円
	23日まで	12,170円	14,050円	15,560円	19,620円
	25日まで	12,960円	14,910円	16,500円	20,830円
	27日まで	13,720円	15,760円	17,390円	21,990円
	29日まで	14,510円	16,620円	18,320円	23,180円
	31日まで	15,220円	17,420円	19,160円	24,270円

■ご契約にあたってのご注意

1. 保険期間(保険のご契約期間)は、旅行期間に合わせてご契約ください。
2. 上記の各ご契約タイプには次の特約がセットされています。
 傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約、疾病死亡保険金支払特約、治療・救済費用補償特約、個人賠償責任特約、携行品特約、旅行中の事故による緊急費用特約、入院一時金支払特約※
 ※入院一時金支払特約は、ご契約タイプ604にのみセットされます。
3. 携行品の保険金額が30万円を超えるご契約の場合であっても、盗難・強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、保険期間を通じて30万円を保険金のお支払限度とします。
4. 以下のa.b.のいずれかに該当する場合、傷害死亡保険金額・疾病死亡保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約(傷害総合保険、普通傷害保険、交通事故傷害保険などでおケガによる死亡を補償する保険)と合算して、それぞれ1,000万円まででご契約ください。
 a. 被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
 b. 契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意が確認できない場合
 なお、ご旅行の内容などによっては、1,000万円を超えるご契約のお引受けが可能な場合もありますので、ご希望の場合には、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●上記契約タイプ以外のご契約をご希望される方は、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●ご家族でご旅行される方には家族旅行用のプランもご用意しております。

●保険期間が3か月を超えるご契約については、お引受けできませんのでご了承ください。

海外旅行保険のご説明

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が、海外旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅に帰着されるまでの旅行行程中をいいます。

補償項目(特約)	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	被保険者が、海外旅行中の事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、傷害死亡保険金額の全額(注)をお支払いします。 (注)傷害死亡保険金をお支払いする原因となったケガに対して、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を控除した残額となります。		①次の事由によるケガ ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* ・放射線照射、放射能汚染 ・無資格運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ・闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産 ②むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(傷害死亡は除きます。) ③旅行開始前、終了後に被ったケガ など
傷後遺障害	被保険者が、海外旅行中の事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害を被られた場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%~100%の額をお支払いします。なお、お支払いする保険金は、保険期間を通じて傷害後遺障害保険金額(100%)を限度とします。		
疾病死亡	被保険者が、次の①~③のいずれかに該当した場合に、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①海外旅行中に病気により死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病された病気のもとで旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(旅行終了後に発病された病気については、原因が旅行中に発生したものに限り。) ③海外旅行中に感染された特定の感染症(治療・救済費用の【下欄】に同じ)によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合		次の事由によって生じた病気による死亡 ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* ③放射線照射、放射能汚染 ④闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ⑤妊娠、出産、早産、流産が原因の病気 ⑥歯科疾病 など
治療・救済費用(※)	<p>●傷害治療費用部分 被保険者が、海外旅行中の事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合</p> <p>●疾病治療費用部分 被保険者が、次の①、②のいずれかに該当した場合 ①海外旅行開始後に発病した病気のもとで、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り。) ②海外旅行中に感染した下欄の感染症がもとで、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合</p> <p>【下欄】②の感染症とは次の各病気をいいます。 コレラ、バネト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、タニ媒性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症</p> <p>●救済費用部分 被保険者が、海外旅行中に次のいずれかに該当した場合 ①事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または、3日以上続けて入院された場合 ②病気により死亡された場合 ③病気を発病し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または、3日以上続けて入院された場合(注) ④搭乗・乗船中の航空機、船舶が遭難した場合 ⑤山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの山岳用具を使用するものをいいます。以下同様とします。)中に遭難された場合、または、下山予定日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山せずかつ警察などの公的機関に被保険者の捜索を依頼された場合 ⑥事故により生死が確認できない場合(無事が確認できた後に発生した費用は対象となりません。)または緊急捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合 など (注)旅行中に医師の治療を開始された場合に限り。</p>	<p>次の傷害・疾病治療費用部分および救済費用部分に記載する各費用を保険金としてお支払いします。なお、お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故につき、傷害・疾病治療費用部分と救済費用部分を合計して治療・救済費用保険金額を限度とします。</p> <p>●傷害・疾病治療費用部分 被保険者が実際に支出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り。ます。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などを含みます。) ②治療のため必要になった通訳雇入費用、交通費 ③葬式、義足の修理費(ケガの場合のみ対象) ④入院のため必要になったa. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費。ただし、1回のケガ、病気につきb. は5万円を限度、a. とb. 合計で20万円を限度とします。 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用(病気の場合のみ対象となります。) (注)上記いずれの場合も、カイロプラクティック、鍼、灸による治療のために支出した費用については保険金をお支払いしません。</p> <p>●救済費用部分 保険契約者、被保険者、親族の方が実際に支出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救済者3名分まで) ③救済者のホテルなど宿泊施設の客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで) ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(注) ⑥遺体処理費用(100万円まで) ※葬儀費用(式場費等)などの遺体処理とは直接関係のない費用は含みません。 (注)払戻しを受けた金額、負担することを予定されていた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。</p>	<p>●傷害治療費用部分 傷害後遺障害部分に同じです。</p> <p>●疾病治療費用部分 ①次の事由によって発病した病気 ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* ・放射線照射、放射能汚染 ・闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ②むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ③妊娠、出産、早産、流産およびこれらが原因の病気 ④歯科疾病 ⑤旅行開始前に発病した病気(既往症) など</p> <p>●救済費用部分 次の事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」に該当した場合 ①保険契約者、被保険者の故意または重大な過失(自殺により死亡された場合を除きます。) ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* ④放射線照射、放射能汚染 ⑤闘争行為、犯罪行為、自殺行為(死亡された場合を除きます。) ⑥むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑦妊娠、出産、早産、流産およびこれらが原因の病気による入院 ⑧歯科疾病による入院 ⑨無資格運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による入院 など</p>
個人賠償責任	被保険者※1が、海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。(注1)また、損害の防止・軽減、訴訟・示談に要した費用など(注2)を損害賠償金とは別にお支払いします。 ※1:被保険者が責任無能力者の場合には、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。 ※2:レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品、ホテルの客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)、住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産(建物全体を賃借している場合を除きます。)を含みます。 (注1)損害賠償金の額の決定には事前に弊社の承認を必要とします。 (注2)損害の発生および拡大の防止に必要な・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ○事故の際、弊社は被害者の方と直接示談交渉はいたしません。弊社にご相談いただきながら被保険者ご自身が示談交渉してください。		①次の事由によって生じた賠償責任 ・保険契約者、被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* ・放射線照射、放射能汚染 ②職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ③航空機、船舶、車両(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用用のスノーモービルを除きます。)、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ④左記(※2)以外の受託品に関する賠償責任 ⑤同居および同行者の親族に対する賠償責任 など

補償項目 (特約)	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品	海外旅行中に被保険者の携行品(カメラ、カバン、衣類など)※1が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合に、携行品1つ(1組、1対)あたり10万円(乗車券などは合計5万円)を限度として損害額※2をお支払いします。なお、お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品保険金額を限度とします。 ※1 携行品とは、被保険者が所有または他人から旅行開始前に無償で借り、かつ携行する身の回り品をいいます。ただし、次の物は携行品に含まれません。 【携行品に含まれない主な物】 現金、小切手、クレジットカード、定期券、各種書類/山岳登山、ハンググライダー搭乗などを行っている間の運動用具およびサーフィンなどの運動を行うための用具/コンタクトレンズ、義歯、義肢/居住施設内にある物、別送品/動物、植物 など ※2 修理費または時価額のいずれか低い方をいい、旅券については5万円を限度に海外現地で要した再取得費用(交通費、宿泊費を含みます。)を、運転免許証については再交付手数料をそれぞれ損害額とします。 (注)携行品保険金額が30万円を超えるご契約の場合であっても、盗難・強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、保険期間を通じて30万円を保険金のお支払限度とします。		①次の事由によって生じた損害 ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* ・放射線照射、放射能汚染 ・無資格運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・置き忘れまたは紛失 ・差し押え、破壊などの公権力の行使(空港などの安全確認検査での錠の破壊などを除きます。) ②携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い ③機能に支障のない外観の損傷 など
傷 治療費用 害 費用	治療・救済費用の傷害治療費用部分に同じです。 <フリータイプのみ>	1回のケガ、病気の治療に要した費用※のうち実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。また、お支払いする保険金は、1回のケガまたは病気につき、それぞれ傷害治療費用保険金額または疾病治療費用保険金額を限度とします。 ※治療・救済費用の傷害・疾病治療費用部分の①～⑦に同じです。③はケガの場合のみ、⑦は病気の場合のみ対象となります。 (注)カイロプラクティック、鍼、灸による治療のために支出された費用については保険金をお支払いしません。	治療・救済費用の傷害治療費用部分に同じです。
疾 治療費用 病 費用	治療・救済費用の疾病治療費用部分に同じです。 <フリータイプのみ>	治療・救済費用の傷害・疾病治療費用部分の①～⑦に同じです。③はケガの場合のみ、⑦は病気の場合のみ対象となります。 (注)カイロプラクティック、鍼、灸による治療のために支出された費用については保険金をお支払いしません。	治療・救済費用の疾病治療費用部分に同じです。
救 治療費用 援 費用	治療・救済費用の救済費用部分に同じです。 <フリータイプのみ>	保険契約者、被保険者、親族の方が実際に支出した費用※で社会通念上妥当な金額をお支払いします。なお、お支払いする保険金は、保険期間を通じて救済者費用等保険金額を限度とします。 ※治療・救済費用の救済費用部分の①～⑥に同じです。 (注)「⑤現地からの移送費用」については、払戻しを受けた金額、負担することを予定されていた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。	治療・救済費用の救済費用部分に同じです。
入 一時金 院 ※	治療・救済費用保険金をお支払いする場合で、その原因となったケガ、病気により被保険者が2日以上続けて入院された場合、1回のケガ、病気につき1回を限度として入院一時金額の全額をお支払いします。		治療・救済費用の傷害治療費用部分および疾病治療費用部分に同じです。
旅 旅行事故費用 ※	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故(注1)がもとで、被保険者が負担を余儀なくされた次の各費用のうち社会通念上妥当な通常負担される金額を、保険金としてお支払いします。なお、お支払いする保険金は保険期間を通じて①～⑦の合計で保険金額(5万円)、⑦で保険金額の2倍(10万円)を限度とします。 ①交通費 ②ホテル等客室料 ③食事代(注2) ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥旅行サービスの取消料 ⑦身の回り品購入費(注3) (注1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)により、その発生の証明がなされるものに限ります。 (注2) ③食事代は次のa.またはb.のいずれかに該当したときに限りお支払いします。なお、保険金額の10%(5,000円)が保険期間を通じてのお支払限度となります。 a. 搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 b. 搭乗した航空機の遅延などにより、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 (注3) ⑦身の回り品購入費は、被保険者が航空会社に運搬を委託した手荷物が、被保険者が乗客として搭乗される航空機の到着後6時間以内に、予定していた目的地に運搬されなかった場合で、被保険者が目的地に到着してから96時間以内で、かつ手荷物が到着するまでの間に身の回り品の購入・レンタルに要した費用を負担されたときに限りお支払いします。		次の事由によって生じた費用 ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意、重大な過失、法令違反 ・闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・無資格運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・被保険者に対する刑の執行 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* ・放射線照射、放射能汚染 ・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ・妊娠、出産、早産、流産およびこれらが原因の病気 ・歯科疾病 ・むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ・山岳登山、ハンググライダー搭乗、自動車などの乗用具による競技・興行・試運転、航空機操縦などの間に生じたケガ など
寄 遅延費用 託 手荷物	被保険者が航空会社に運搬を委託した手荷物が、被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、予定していた目的地に運搬されなかった場合、被保険者が目的地への到着後、96時間以内で、かつ、手荷物が到着するまでの間に、目的地にて支出した次の①～③の購入またはレンタルに要した費用を、保険金としてお支払いします。なお、1回の事故につき10万円を限度とします。 ①下着、寝間着などの必要不可欠な衣類 ②洗面用具、かみそりなどの生活必需品 ③衣類や生活必需品を収納するカバンなど、①②以外にやむを得ず必要となった身の回り品		次の事由によって生じた費用 ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意、重大な過失、法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* ・放射線照射、放射能汚染 など
航 航空機遅延費用	次のいずれかに該当した場合に、被保険者が支出した費用(注)を1回の事故につき2万円を限度に保険金としてお支払いします。 ①搭乗する予定だった航空機が出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 ②搭乗した航空機の遅延などによって、乗継地で搭乗する予定だった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 (注) ホテル等客室料、食事代、ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料等通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをいい、社会通念上妥当な通常負担される金額をいいます。なお、目的地における旅行サービスの取消料などを除き、上記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、上記②の場合は乗継地において負担した費用に限り、		

特約をセットする場合のご注意 被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

※この補償項目はフリータイプでご契約いただくことはできません。
*「テロ危険補償特約」が自動的にセットされるため、テロ行為を含みません。
★「一時帰国中補償特約」が自動的にセットされるため、保険期間の途中で一時帰国した場合、被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者であるときは、帰国した日の翌日から起算して30日間、非居住者であるときは90日間を限度に旅行行程中とみなして、傷害死亡、傷害後遺障害、疾病死亡、傷害治療費用、疾病治療費用、治療・救済費用、個人賠償責任を補償します。ただし、「数次海外旅行者特約」をセットされていない場合に限り、

1. 商品の仕組みおよび引受条件など

① 商品の仕組み

海外旅行保険は、被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガをされた場合などに保険金をお支払いします。

この保険は、海外旅行中の事故を補償の対象としていますので、既に海外で滞在中の方、帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者としてご契約いただくことはできません。

[被保険者について]

申込書の被保険者本人欄に記載のご本人となります。

② ご希望によりセットいただける主な特約とその概要

この保険には、被保険者や同行予約者、その親族などの死亡・入院などにより、海外旅行を中止または途中で帰国された場合の取消料や中途帰国費用などをお支払いする旅行変更費用特約をご希望によりセットすることができます。

③ 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は、海外旅行のためにご自宅を出発してからご自宅に戻られるまでの旅行期間に一致させてご契約ください。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書にてご確認ください。

なお、保険期間が3か月を超えるご契約については、お引き受けできませんのでご了承ください。

④ 引受条件(ご契約金額など)

保険金額(ご契約金額)などの設定については、次の点にご注意ください。また、実際にご契約いただく保険金額については、申込書にてご確認ください。

- (1) ご契約金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。
- (2) 他の傷害保険契約を既にご契約されている場合には、ご契約金額を制限させていただくことがあります。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間などにより決定されます。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料は、ご契約と同時に全額を一時にお支払いください。なお、クレジットカードによりお支払いいただくこともできますが、特定の代理店・営業社員のみでのお取扱いとなりますので、ご注意ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員または弊社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に対して弊社の定めるところにより保険料を返還いたします。

スーツケースが壊れた、修理に持っていくのは面倒…

スーツケース引取り 修理サービス

※携行品特約セットの場合

スーツケースなどが破損した事故の時は、ご自宅まで直接スーツケースなどをお引取りに伺い、専門の修理業者が修理を行った後、ご自宅までお届けいたします。発送費用も含めて立替いただく手間が省けます。



お客さまの
手続きは
簡単です

① 事故の報告を富士火災宛に連絡していただきます。(富士火災から修理業者に修理希望の連絡をします。)

② 修理業者から引取り希望日などの確認連絡をします。

③ 運送業者が引取りに伺います。

④ 修理されたスーツケースなどをご自宅にお届けします。

(注)次のような場合は本サービスのご利用はできません。

- ・ 擦り傷や塗料のはがれなどの機能に支障をきたさない外観の損傷など、携行品保険金のお支払いの対象とならない場合
- ・ 海外において本サービスをご希望される場合

※1 「スーツケースなど」とは、スーツケースの他、バッグ類を含みます。

※2 富士火災が修理業者へ保険金として修理費用を直接お支払いするサービスです。本サービスは富士火災と(株)山澤工房(兵庫県西宮市)との提携でご提供します。修理不能の場合には富士火災よりご連絡いたします。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。



Web約款 ~地球に優しい選択~

Web約款の場合、インターネットを利用して弊社のウェブサイトからいつでも約款(ご契約のしおり)をご覧いただけます。ご契約時にWeb約款をご選択いただきますと、紙の消費節減により環境保護に貢献できます。さらに、Web約款をご選択いただいた件数に応じ、一定額を弊社より環境保護団体へ寄付させていただきます。

※Web約款をご選択いただいた場合、冊子での「ご契約のしおり」の送付は省略させていただきます。弊社ウェブサイトよりWeb約款をご覧ください。

<http://www.fujikasai.co.jp/>

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災

お客さまセンター
0120-228-386

- ※携帯電話・PHSからもご利用になれます。
- 平日:午前9:00~午後6:00(年末年始を除きます。)
- 土日祝:午前9:00~午後5:00

事故の受付・ご相談は…

富士火災

セーフティ24コンタクトセンター
0120-220-557

- ※携帯電話・PHSからもご利用になれます。
- 24時間・365日受け付けております。

電話番号はおかけ間違いのないように

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災

お客さまの声室
0120-246-145

- ※携帯電話・PHSからもご利用になれます。
- 平日:午前9:00~午後7:00(年末年始を除きます。)

弊社との間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぼADRセンター
0570-022-808

- ※PHS・IP電話からは03-4332-5241
- 平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。)
- ※電話料金はお客さま負担となります。

●保険料お支払いの際は、「クレジットカード払特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●事故が発生したときは、30日以内に取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20 TEL.03-5400-6000(大代表)
<http://www.fujikasai.co.jp/>

お問い合わせは